

原爆パネルの利用について

- 1 座間市原水爆禁止協議会（以下、「協議会」という。）で保管する原爆パネルは、ひまわり会から寄贈されたものです。原爆パネルの使用を希望される方は、原爆パネル借用申請書を御記入いただき、協議会主管課に御提出ください。
- 2 原爆パネル借用申請書の貸出期間記載欄は、原爆パネルの受渡日と返却日を含めて御記入ください。なお、市若しくは協議会のイベントで使用する際又は、次に掲げるもののいずれかに該当する場合は、貸し出しができませんので、御了承ください。
 - （１）借用の目的が宗教活動、政治活動または営利活動であると認められるもの
 - （２）証言集の上映を対価として入場料、会費などを徴収するもの
- 3 原爆パネルの受け渡し・返却は座間市役所内の協議会主管課にて、行います。
- 4 原爆パネル使用後は、展示の際に取り付けた紐、テープ、フック等を、必ず取り外して御返却ください。

また、原爆パネルは丁寧に扱い、紛失・破損等のないように注意してください。

なお、万一、紛失・破損してしまった場合は、直ちに協議会に連絡し、使用者の責任と負担により、協議会の指示に従い、原状復帰してください。